

広島県告示第七百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第三項の規定により水域施設等の改良の通知があった。

平成二十六年十一月十七日

広島港港湾管理者 広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 通知者の名称、住所及び代表者の氏名

1 名称

呉市

2 住所

広島県呉市中央四丁目一番六号

3 代表者の氏名

呉市長 小村 和年

二 水域施設等の種類及び規模

1 種類

航路

2 規模

水深 C・D・L・マイナス二・〇メートル

幅員 八・五メートルから二七・二メートル

航路維持浚渫 土量七百立方メートル

浚渫面積五百八十平方メートル

三 水域施設の船舶許容能力

1 最大対象船舶の船型

ガットバージ（バケット容量一・三立方メートル級）

（全長 四十三・〇m 全幅 十二・〇メートル 満載吃水 二・五メートル）

2 利用の形態

往復

四 水域施設等の改良の工事の開始及び完了の予定期日

開始 平成二十六年十一月十八日

完了 平成二十七年一月十六日

五 水域施設等の使用及び管理の計画

1 施設の管理者

広島県呉市中央四丁目一番六号

呉市長 小村 和年（産業部水産振興課）

2 使用船舶の種類

ガット船（一・八立方メートル級）

- 潜水土船(三百PS級)
 - 安全監視船(FRP D 七十二PS)
 - 3 月間使用予定隻数
十隻
 - 4 異常気象時においての利用
利用しない。
 - 5 取扱貨物の種類及び数量
 - 6 浚渫土(砂質)七百立方メートル
浚渫に使用する船舶
 - 7 ガット船 きんせい(積載量八百立方メートル)
その他
- 浚渫土砂は、広島県江田島市大柿町柿浦の博栄興産株式会社残土処分場で最終処分する。